

第7回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会

議事録

日時

令和3年8月11日（水）14時00分から15時40分まで

場所

市役所7階 701会議室

委員

○出席者

村上 正浩委員（委員長）	【学識経験者】
村山 公一委員（副委員長）	【学識経験者】
海老沢 義昭委員	【市内の各種団体構成員】
齋藤 正人委員	【市内の各種団体構成員】
薬師 信子委員	【市内の各種団体構成員】
菅谷 輝美委員	【市内の各種団体構成員】
梅本 富士子委員	【市内の各種団体構成員】
荒島 久人委員	【市内の各種団体構成員】
山下 雅章委員	【市内の各種団体構成員】
市川 徹委員	【市民】
伊藤 純一委員	【市民】
赤本 啓護委員	【市民】
栗林 弘委員	【市民】

○欠席者

なし

第1. 開会

委員長より開会挨拶

傍聴者なし

第2. 議事

1 第6回改定検討委員会の議事録について

事務局	それでは、「第6回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会議事録（案）」をご覧ください。ご意見をいただき修正した箇所を、最後に添付している別紙新旧対照表に載せてございます。 こちらで問題なければ、前回までと同様に、発言時の委員のお名前を伏せた上で後日、会議資料及び各資料に対する事務局の説明内容とともにHPにアップいたします。説明は以上となります。
委員長	ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等はございますか。問題なければ確定版として、次に進みます。

2 改定スケジュールの確認について

事務局	それでは、A3の資料①「都市計画マスタープラン改定スケジュール」をご覧ください。都市計画マスタープラン改定スケジュールについて、改めて確認のため説明いたします。 上段が今年度の改定スケジュールで、下段左側にあるのが、委員会等での検討内容となります。本日の第7回改定検討委員会の箇所には、赤マルを付けていまして、前後のスケジュールを簡単に説明いたします。前回7月12日の第6回改定検討委員会では、市民意見聴取を経た「全体構想及び地域別構想」と「実現化方策」について検討を行いました。本日の第7回改定検討委員会では、「全体構想・地域別構想・実現化方策」をあわせ、「都市計画マスタープラン（素案）」としてまとめたものについて検討を行います。 本日の検討結果を経て修正した「都市計画マスタープラン（素案）」について9月にパブリックコメントを行います。パブリックコメントの実施については、後ほど改めてご説明します。10月11日の第8回改定検討委員会、最後の委員会となりますが、ここで、パブリックコメントを受けた「都市計画マスタープラン（案）」について検討し、そして、都市計画マスタープランの改定に関する調査・検討結果を市長に報告することとなっています。資料①についての説明は、以上となります。
-----	--

委員長	ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問等ございますか。本日がパブリックコメントの実施前最後の改定検討委員会となります。この後の議論で、素案をご確認いただき、修正があればそれを踏まえパブリックコメントに出したいと思います。
-----	--

3 東久留米都市計画マスタープラン（素案）について

事務局	それでは、東久留米市都市計画マスタープラン（素案）についてご説明いたします。対応する資料は、資料②③と、本日配付した参考資料①になりまして、資料②は、前回第6回改定検討委員会資料からの主な変更点一覧で、資料③は、修正した全体構想、地域別構想、実現化方策を合わせた（素案）の本体となります。これに本日お配りした参考資料①「用語集」をあわせたものを「都市計画マスタープラン（素案）」として、パブリックコメントを実施します。資料③の表紙に書いてありますが、資料②に記載の変更点は、資料③では、黄色で着色して示しています。なお、変更点一覧には、記載しておりませんが、誤字の修正や全体的なレイアウトの見直し、写真の更新なども行っています。 それでは主な変更箇所をざっと説明してまいりますので、資料③の都市計画マスタープラン（素案）をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただいて、市長挨拶のページがありまして、その次のページの東京別世界、これまでは1ページに収めていたものを、前回委員会でのご意見を踏まえ2ページ、見開きで載せるようにしました。1枚おめくりいただいて、目次となります。構成を改めてご説明しますと、第1章と第2章は本題に入る前の前段の部分で、第3章が全体構想、第4章が地域別構想、第5章がまちづくりを進めていくために、いわゆる実現化方策となります。これに用語集・基礎データや改定の経緯をのせた資料編を加えて都市計画マスタープラン全体の構成となります。 まずは第1章の変更箇所、5ページまで飛んでいただいて、上段の前計画以降の法改正については、関連する法改正を2つ追加しています。下段の計画書の構成では、第5章のタイトルを前回「まちづくりを進めるために」としていたのですが、都市計画マスタープランの構成として「全体構想・地域別構想・実現化方策」とした方がより一般的なので、「実現化方策（まちづくりを進めるために）」としました。 第2章に変更箇所は無く、続いて第3章全体構想になります。11ページをご覧ください。まちづくりの理念のみんなを表す人のピクトグラムの下「みんなが主役のまちづくり」と書いてある図形の形と色は、次の12ページの将来都市像のイメージの図の中にあるものと違
-----	--

	っていたので、ここは同じ意味であることから、統一しました。これは、7月15日に都市計画審議会の都市計画マスタープラン改定に関する勉強会を书面開催しまして、そこで都市計画審議会委員からいただいたご意見を踏まえてのものとなります。 続きまして14ページをご覧ください。「将来都市構造図」は、図のみを載せていたのですが、説明不足と感じられたため、前段に説明文を載せました。また、図についても前回委員会でのご意見を踏まえ「水と緑の軸」について河川そのものではなくその沿川を中心とした軸である、ということ表現するために太さや凡例の表現を修正しています。 続きまして16ページをご覧ください。一番上の「東久留米駅周辺都市機能ゾーン」の説明文について「居心地が良くなるまちなかの形成」というウォーカブルなまちづくりの取組を記載していたのですが、「ウォーカブルなまちづくり」そのものの文言を載せていなかったため追記しました。2番目の「水と緑の保全ゾーン」の説明文については、その下の「水と緑との共生ゾーン」との区別がつきづらいという意見が、6月に行った市民意見聴取であったのを反映させた方がよいと考え、より2つのゾーンの違いを明確にした文言としました。 続きまして19ページをご覧ください。土地利用の分野の主要課題「空き家や低未利用地の有効活用」の箇所について、タイトルの方が内容より具体的に記載されており、文章に違和感があったため、文言を修正しています。これは、東京都からの意見となります。 資料①の都市計画マスタープラン改定スケジュールにも記載してあるのですが、8月下旬に「都に意見照会」とありまして、パブリックコメント実施に合わせたタイミングで都市計画マスタープランの内容について、都に意見照会を行う事となっているのですが、実際そこで意見をもらっても反映させることが難しいタイミングなので、その前に、スケジュールでは6月上旬に記載していますが、都の関係各課と都市計画マスタープランの記載内容について事前調整を行い、前回委員会までにはそろわなかったのですが、ここで都の意見が出そろったところになります。他にも都の意見で反映したものは、資料②の主な変更点に記載しています。 続きまして、21ページをご覧ください。上段、用途地域の見直しに関して、都から用途地域の見直しと地区計画はセットで記載した方がよいとの意見があったため、「地区計画制度の活用」という文言を追加しました。続きまして23ページをご覧ください。土地利用の方針図は、14ページの「将来都市構造図」と同様に、図のみを載せていたの
--	---

	ですが、説明不足と感じられたため、前段に説明文を載せました。また、ここで土地利用の類型を1つ増やしています。次の24ページをご覧ください。②「近隣商業地」と④「業務地」は、今まであわせて「近隣商業業務地」としていたのですが、現行計画では南沢四丁目の一部、イオンの北側について独立して「業務地」としており、内部で検討した結果、その方向性を維持するため、現行計画同様に2つを分けて位置付けることとしました。「近隣商業業務地」に関する記載は全て修正してあります。 ページ飛びまして33ページをご覧ください。水と緑の分野の主要課題の箇所は文言の精査による変更でして、次の34ページ上段「雨水貯留浸透施設」は、「道路の透水性舗装や宅地における浸透枳の設置」と記載していたのですが、それらの含めた総称である「雨水貯留浸透施設」に変更し、個々の施設については用語集で説明・例示するようにしました。下段の「河川管理者と連携して」は、黒目川・落合川は都管理河川であるため追記して欲しいという都の意見を踏まえ追記したものです。他にも同様に追記した箇所がいくつかあります。 ページ飛びまして40ページをご覧ください。安全・安心の分野の主要課題について、ハザードエリアの例示に「土砂災害特別警戒区域」が抜けていたので追加したのと、雨水幹線を公共下水道（雨水）に文言を変更しました。また、都からの意見として、透水性舗装や浸透枳の設置について「大雨対策」としてここに記載してはどうか、という意見を踏まえ、水と緑の分野でもそうですがあわせて「雨水貯留浸透施設の設置」として記載しています。続きまして41ページをご覧ください。基本目標の説明文は文言を精査して変更しています。中段の「水災害対策の推進」というタイトルの箇所は、主要課題で公共下水道（雨水）の整備や雨水貯留浸透施設の設置について言及しているので取組にも記載してもいいのではないかとという都からの意見を踏まえ取組に追加し、取組の内容と合わせて「水災害対策の推進」というタイトルを追加し、取組をまとめたものとなります。その下の黄色がついている「市啓開道路」の表記は、前は「緊急輸送道路（市啓開道路）」という文言だったのですが、市のハザードマップの表記にあわせて変更しています。ここは、主な変更点一覧から漏れてしまっています。 ページ飛びまして47ページをご覧ください。生活環境の分野です。ユニバーサルデザイン化の取組の中に、公共施設等のバリアフリー化の整備・誘導について都からの意見を踏まえ、「歩道の段差解消」という例示の記載を追加しました。続いて48ページをご覧ください。中
--	---

	段、河川景観について、もともと、「良好な自然景観を形成するとともに、周辺の土地利用や背景などと一体になった河川景観の形成について検討します。」という文言でしたが、都から意味が分かりづらいのではという意見があったため、「良好な自然景観を形成するとともに、河川とその周辺の景観とが一体となった河川景観の形成について検討します。」という文言に変更しています。同じ記載が、地域別構想の各地域の中でも出てくるので、そちらもあわせて変更しています。 次は第4章地域別構想での変更点となります。53ページをご覧ください。各地域について、前は写真は2点ずつでしたが、前回委員会での意見を踏まえ各地域4点、南部地域のみ5点、載せることとしました。この写真は事務局で用意したものと、現行都市計画マスタープランでも改定都市計画マスタープランでも既にご協力いただいている市内にお住いの写真家、小松原様から新しい写真データを頂いたのを追加しています。なお、88ページ、南部地域の右下の写真「自由学園初等部」周辺の写真は、自由学園からご提供いただいたものになります。 続きまして62ページをご覧ください。一番下の生活環境の取組の2つ目、「東部地域センター、スポーツセンター、河川合流部の下谷公園の活用」について「水と緑」の分野に記載していたものを、取組に記載の分野とあわせて活力の分野に移動しています。 ページ飛びまして91ページをご覧ください。3つの取組について黄色で示しておりまして、1つめの、「南沢五丁目の商業施設周辺と～」の、土地利用の配置についての取組ですが、その場所がわかりづかったので、特定できるように文言を追加しました。2つめの「南沢四丁目の一部については、」の取組は、土地利用の類型で「業務地」を独立させたことに伴う修正となります。3つめの取組は、新青梅街道南側の科学館通りに隣接した区域について、改定都市計画マスタープランで住商複合地の範囲を広げた箇所となるのですが、位置付けた理由を補足した方がいいのではという都からの意見を踏まえ、“主要幹線道路である新青梅街道につながる科学館通りに隣接する区域”とその場所について補足する記載を追加しました。 続きまして92ページをご覧ください。2つの都市計画道路の整備について、一文にまとめていたのをより意味がわかりやすくするために2つに分けた文言の精査となります。 次は第5章実現化方策の変更点となります。ページ飛びまして111ページをご覧ください。中段に市民協働について所管している生活文化課が作成した「協働の領域について」の図を協働の範囲のイメージを
--	--

	しやすくするため載せました。続きまして１１３ページをご覧ください。下段の進行管理の体制における市民参加による検討について、前回委員会でのご意見を踏まえ、「様々な手法で市民参加を促し」というのを「懇談会やワークショップなど様々な市民参加の場をつくり」と、より具体的な市民参加のイメージを持ってもらえるよう修正しました。１１４ページから１１９ページにかけての分野別の実現化手法の例示については、文言の精査や手法の追加を行っております。 次に１２０ページと１２１ページをご覧ください。前回お示した、全体構想の将来都市構造にある４つのゾーンのうち、「東久留米駅周辺都市機能ゾーン」と「水と緑との共生ゾーン」について、活用が可能なまちづくりの主な手法を示すとともに、市民・事業者の関わり方について例示したものです。ここは、市の特徴的な２つのゾーンについて例示することで、まちづくりの方向性のイメージを持っていただけるのではないかとということと、市民・事業者の関わりについては、こういったまちづくりについて、関わり方、参加できる機会がある、というイメージを持っていただければと考えて記載しましたが、ここについては、前回委員会でのご意見を踏まえ、中段より下に記載の「行政・市民・事業者の関わり方の例」について、１１０ページで示したまちづくりの主体と役割に沿って、それぞれがそれぞれのまちづくりの段階において一緒になって関わっていくというイメージを持ちやすいように、図にして見せ方を修正しています。 変更点は以上です。この後ろに説明が必要と思われる文言について説明した、参考資料①「用語集」を付けて、都市計画マスタープラン（素案）として、９月のパブリックコメントで出します。以上、都市計画マスタープラン（素案）についての説明は、以上となります。
委員長	ありがとうございます。全体的にざっとご説明いただきましたが、これらをまとめたものが変更点一覧表になります。ここだけでも結構な数になりますが、いただいたご意見は大体反映できていると思います。もしニュアンスが異なる、漏れがある等ございましたら、ご意見いただければと思います。
委員	１６ページ「東久留米駅周辺都市機能ゾーン」は、少し文言が変更され「ウォーカブルなまちづくりを推進します」となっており、本日いただいた用語集にも記載がありました。 調べたところ、この「居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくり」は国土交通省都市局における都市再生の大きな目玉プロジェクトになっており、様々な法整備や補助金制度等が創設されています。

	さらに、2025 年までにウォーカブル推進都市として、100 都市を募集しているようです。まさにそれに合致する記載内容になっていますが、この募集に応募する覚悟があるのかお聞きしたいです。
事務局	近隣では東村山市がウォーカブル推進都市となっています。当市の都市計画マスタープランもこのような形でまとまっているので検討していきたいと考えています。 一方で、ただ表明しただけで何もやらないというわけにはいかないため、よく検討した上で、どのように進めるか決定する必要があります。コロナ禍で地元が見直されているということもあるので、積極的に推進していきたいと考えています。
委員	心強い回答をありがとうございます。私の知っている範囲で都内の様々な駅周辺をイメージすると、大きな通りが駅に直角、両方向にきちんと整備されているのは東久留米以外に存在しないのではないのでしょうか。そこに対して公共空間をうまく整備したり、民地をオープンスペース化し、滞在・滞留・交流空間を創出することが、先ほどのまちづくりの目的ですが、まさにそれにピッタリくるのが東久留米ではないのでしょうか。 ウォーカブル推進都市が募集されているということで、東京都にもオブリゲーションがいくつかあると思います。そういった中で、東久留米は非常に有望な都市だと思うので、我々の持っている武器を出しながら、ぜひ東京都や国交省に攻めていただきたいと思います。
委員長	市もやる気になっているようですので、是非ここに書き込み、実施していく方向で進められればと思います。 その他、ご意見ありますでしょうか。
委員	今回東京都にお聞きした結果、河川管理者という話が出てきたのですが、35 ページに「六仙公園の整備にあたっては、地域の特性を踏まえた緑の創出を図るよう要請していきます」という記載があります。この要請先は東京都公園局や公園協会だと思うのですが。今回はじめて河川管理者、東京都の管理者の話が出てきたので、この場合も都の「公園管理者」に要請するのではないのでしょうか。どこに要請するのかの記載がありません。
事務局	河川については、東京都の意見を踏まえて「河川管理者」と記載したのですが、その他、道路や公園の管理者ということもあるので、精査させていただきたいと思います。
委員長	では精査した上で、追加する等の判断も踏まえ、パブリックコメントまでに検討をするという流れでお願いいたします。

	その他ご意見ございますでしょうか。
委員	前回私から資料「実現化方策についての意見・提案」を提示させていただき、委員長からも八王子市のダイアグラムの記載例などを挙げていただき、次回までに具体的に反映するというお話だったかと思いますが、今回の素案の中でどのあたりに反映されたのでしょうか。
事務局	113ページの最下部「市民参加による検討」の部分において、前回は「様々な手法」と記載していたところを、「懇談会やワークショップなど」という具体的な文言に変えました。 また、委員長がおっしゃったダイアグラムについては、120、121ページの、手法だけではわかりにくかった前回までの部分に、具体例を図示した形で追加しました。
委員	八王子市の事例を拝見したところ、実現化方策の中に各地域で定める「リーディングプロジェクト」という取組みを、そしてそれに沿った目的や進め方等を明確に謳っていました。また、実現化手法も「例」という形ではなく、実際に都市計画マスタープランの中で具体的に進めていくという表現にしていました。 さらに資料編の中でも、各課題に対して都市計画マスタープランで挙げられている目的に沿った具体的な人選をし、ワーキンググループをきちんと作り進める体制をとっていくという記載があり、読んでいて「ちゃんと実現しそうだな」という印象を持ちました。 一方で東久留米市の素案を見ると、実現化例となっており、確かに内容は網羅されているのかもしれませんが「ではどうやって進めるのかな」と感じましたし、伝え方が弱いというか、もう少し骨格として決めていくことはできないのかなと思いました。 委員長にも伺いたいのですが、諸事情はあれ、こういった差はどうしても生まれてしまうものなのでしょうか。
委員長	八王子の「リーディングプロジェクト」は、すでに実際に動いていたプロジェクトがあったので、そこを例として挙げようということになりました。 一方、今回の東久留米では、まだ動いているものがなかったので例という形になっています。ゾーンごとの特徴的なものという話もあったので、今回特に目玉となる2つのゾーンの事を出していただきました。 作る段階で一定の動きがあれば、それを例として挙げられるなど、そういった違いはあると思います。ワーキングの話はできるだけ反映しながらまとめていただいたのですが、確かにこのフロー図は少し踏み

	込み切れていない部分があるかもしれません。 手法というか、市民や事業者等がどういう関わりでやっていくのかということだと思います。たとえば、１１ページの理念には「みんなが主役のまちづくり」として、さまざまな主体が書かれています。そういった方々が市民という枠組みに入ってくる中で、１２０～１２１ページの図はそれと行政や事業者と一緒にやっていく、横に並んで連携しながらやっていくということを表してもらったものです。 その上で、もう少し改善できるといった意見があれば、修正できる範囲で対応したいと思います。
委員	八王子市では、産官民いろいろな主体がいる中で、それぞれの役割というものを箇条書きで具体的に明示していました。 たとえば、市民とはどういう役割があるのかなどを謳うというのも１つの考えとしてあるかなと思います。
委員長	各役割については１１０ページに記載されているので、そういった意味で、東久留米としてはまとまった形になっていると思います。 確かに役割は１１０ページの内容のみでは分からないと思いますので、１２０～１２１ページでさらにそれぞれの関わり方を示すという構成にしています。
委員	都市計画マスタープランとしては十分修正いただいていると思います。 マスタープランの内容というよりも、実現化手法に即した市としての本気度と言いますか、どういうことを考え、取り組もうとしているのか、市民としては、「少なくとも例はわかったけれど、どれくらい本気でワークショップや懇談会をまちづくりの検討過程に反映していくのか」、つまり「明日何するの」というアクションプランを知りたいです。都市計画マスタープランの中ではなかなか示せないかもしれませんが、たとえば検討組織をつくる等、市の本気度、今後の展望をお聞きしたいです。
事務局	現在の都市計画マスタープランの進行管理にも当然取り組んでいますが、これで完全にやっていますとは言えない面もあります。これを契機にどうやっていくかを、個別具体的に考えなければならないと思います。
委員長	前回、委員からご提案のあった「不満座談会」などはいいいアイデアでした。その内容をそのまま書くことは難しいですが、それぞれ関わっている市民はいると思うので、そういった方々が集まって場をつくるというのは必要なことだと思います。それをどこまで明記するのかとい

	うのは確かに議論できていない部分だと思います。
委員	明記されていなくても良いと思います。私が望んでいるのは、先日の拙い資料ではありますが、参考にしていただいて今後のアクションに繋げていただければということです。
委員	委員のご意見はとても重要だと思います。現状がこうだからこれしか書けないではなく、10年、20年先を見据えて「場を設けていく」といったところまで書いてもよいのではないかと思います。そうしないと東久留米は現状のままで良いとなってしまいます。そうであれば今の1行を書いておくべきだと思います。
委員長	記載するのであれば113ページ「進行管理の体制」のところ、今は「場をつくる」となっていますが、ここにもう少し踏み込んで記載をするということでしょうか。
事務局	今、市で考えていることは「場をつくる」というところに含まれると思います。具体的な内容は今後検討していくべきだと思いますが、都市計画マスタープラン上ではこういった形でまとめさせていただきたいと考えます。
委員長	ありがとうございます。納得できない部分もあるかと思いますが、できる範囲で進めさせていただければと思います。
委員	先ほど委員からご意見のあった35ページの六仙公園の部分ですが、確かに現状、公園の管理は東京都建設局の所管ですが、他にも例えば都市整備局も関わってくるでしょうし、あるいは公園協会という話もあります。よって、都立公園であることから「東京都」に要請していく、もしくは「東京都など」に要請でまとめてはどうでしょうか。
委員長	確かにそうですね、「東京都など」で良いかもしれません。
委員	河川管理は北部多摩北部建設事務所が担当されているということですが、公園も北部多摩北部建設事務所に担当セクションがありますよね。そちらと連携をとっているのではないのでしょうか。 六仙公園の計画を立てる際もそちらの方々が出てきて、住民説明をやった経緯がありますが、でもその後一切何もしておらず、住民との交流や意見交換もありません。それが今の六仙公園のあり方だと私は見えています。 東京都の河川管理はいろいろ部署が分かれているものの、北多摩北部建設事務所がメインかと思います。そこまで記載しなくてよいですが、同じレベルで考えれば河川管理者、公園管理者という文言があってもよいと思います。ここはたまたま東京都ですが、河川管理といったときに大きく言えば地方整備局や本省といった国の機関も出てくると思

	います。「河川管理者」という言葉は非常に幅が広いです。そして「東京都など」とすると、東京都の全ての部署が絡んでいるように取られてしまうように思います。
委員	要望先を決める際に、窓口として河川管理者にお願いすることはあると思います。しかし、先ほど申し上げたように環境整備や防災、レクリエーション、景観の醸成といった位置づけがある中で、現在の河川を管理している河川管理者より、今後はもっと幅広く様々なプランを検討する関わりが生まれてくると思います。
委員	それをまとめているのが、東京都のどこかというのが具体的にあると思うのですが。
委員	横断的な会議を開催して、意思決定をしていく流れが一般的です。
委員	実際に六仙公園もそういった形でやられているのでしょうか。
委員	それは都に確認しないとわかりません。しかし、今後市から都に要請するということが予想されるならば、都の方でこの案件について担当部署を振り分け、調整を行うと思います。 よってここに1つの部署名を記載するより「東京都」、または「東京都など」とまとめたほうが適切ではないかと思います。
委員長	判断が難しい内容だと思います。どちらが正しいという話でもないと思いますので、いずれにしても、一度都の方に確認した上で、反映できればと思います。その他ございますか。
委員	81ページ、地域別構想・中央部地域の「まちづくりの目標」の部分です。前々回「文化を発信するまち」に変更してはどうかという発言をした際に一緒に申し上げるべきでしたが、下部に「文化が息づく交流とにぎわいのあるまち」という記載があります。私がここまで文化に固執する理由をご説明しますと、特徴的な魅力を持つ地域、そこに感動・共感した人たち、芸術家・アーティストなどが集まってくるアーティスト・イン・レジデンスのような仕組みはその地域に魅力があるからできるものです。そして集まってくることによってコミュニティが作られ、それがまちの売りになって、文化を発信するという強みになっていくことが一番良く、理想だと考えています。そして東久留米にもそういうものがあればいいなと第1回改定検討委員会の時から思っていました。 しかし、東久留米には美術館がありません。だったらどういった文化、売りがあるのか、市民にとって何が大切で、何がこのまち独自のものかと言えるかということをずっと考えてきました。その上で、前回の都市計画マスタープランの冊子にもあった「水と緑」、私もそれは文化になると申し上げました。

	しかし、それだけだと「そうなんだね」と流されてしまう気がします。私のように新たに転入してきた者にとっては、このまちの明快な魅力はやっぱり「水と緑」で、興味の上位にあるということは事実です。特に子育て世代等の若い人たち、あるいはこれから何かを始めたいという人、コロナで在宅ワークをしている人にとって環境の良さは重要な点です。 「文化が息づく交流とにぎわいのあるまち」という文言でうまくまとまっているとは思いますが、まろにえホールや中央図書館など、この地域にこれだけの文化施設が集約している状況で「文化をここから発信するのだ」という強い意気込みがなければ、これらを活用していくのはなかなか難しいと思っています。 よって「文化が息づく交流とにぎわいのあるまち」という文言をどうにかして変えたいです。じゃあどういう表現が良いのかという案がないので、なにかアイデアがあればお聞きしたいです。 なぜこんなに重要だと何度も言っているかというと、「人を集める」ということ、それが目的ではありませんが「共感した人が集まってくる」ことが最も大切だと考えているからです。ハコをつくっておけばそこに勝手に集まってくるかということと実際はそうではありません。ハコだけではない魅力があるから人が集まってきて文化を発信するまちになる、そこを強調してほしいです。 紙面の構成については前回写真が少ないと申し上げて4枚掲載され、とても見やすくなったので、さらにもう少し何か工夫できないかと思いました。
委員長	まずは文言について、私も今すぐには思いつかないのですが、発信につながる何か良いアイデアはございますでしょうか。ちなみに写真のカットはこれでよろしいでしょうか。
委員	写真については印刷の問題かもしれませんが、もう少し明るい方がいいと思います。 中央部地域・駅周辺地域は「発信する場所」になるのではと感じています。そのうち片方の箇条書きの説明を、もう少し強気な、自信のある表現ができたらと思います。 それともう1点ありまして、変更いただいた将来像の「人と自然が共生した」の後、読点が抜けスペースが空いてしまっています。
委員長	文言については、どこまでできるかわかりませんが、少し強気にできるよう、可能な範囲で検討させていただければと思います。 そのほか、ございますでしょうか。今ご意見のあったように、空欄(ス

	ペース)がある、読点が抜けている等もまだあると思われます。 ちなみに先程、事務局と打合せした際、21ページの「社会情勢の変化や地域特性などに応じた土地利用の見直し」という項目に「地区計画制度の活用」の話が入ったので、その下にある3項目を並び替えて、「隣接する用途地域～」を2番目、「行政区域を超えた～」を3番目、「敷地の細分化を～」を4番目にしたほうが良いという話をしました。 それから委員より前回欠席にあたって、子育て世帯への支援の話が欠けているのではないかとのご意見をいただきました。それを踏まえ、例えば31ページの「デマンド型交通の実験運行」の中で、子育て世帯や高齢者を対象としているということを言葉に出し、表に見えるような形で修正するということになりました。それと関連して45ページの「定住環境の整備」も「子育て」や「福祉」などのキーワードを少し盛り込んだ形で修正させていただきたいと考えております。 委員のご意見から視点が抜けていたことに改めて気が付いた部分もあります。他の委員の方々も内容的に含まれてはいても表に見えないキーワードなどがあれば、それを出した形で盛り込めればと思うので、ご意見をいただきたいです。 それと118ページの「都市開発諸制度の活用」の部分、「一時滞在施設」と「防災備蓄倉庫や自家発電設備」が並列で記載されており、少し違和感があります。建築物の整備によって安全性を確保するという中で「一時滞在施設」だけはレベルが違うので、分けて記載したほうが良いかと思います。以上、私が拝見して気づいた点になります。 子育ての話は言葉としては入っていても、内容としてやはり少ない印象があるので、追記等しながら見えるようにしていきたいと思います。
--	---

4 表紙（案）について

委員	前回の委員会の後、表紙の案を作ってお送りした経緯というのをご説明させていただきます。 都市計画マスタープランの中身を皆さんと共に、そして「みんなが主役のまちづくり」という中で検討してきましたが、前回委員ともお話しして「市民の手垢」、作業に関わった手垢という意味で、私からも何かアイデアを出せればと思い、作成いたしました。私はデザインの専門ではないので、作成コンセプト等についてお話した上で、皆さんからのご意見等を踏まえ、修正・改善できればと考えています。 コンセプトですが、都市計画や地図、その下に広がる図面などがある
----	--

	中で、皆さんとこの場で都市の将来のことを話し合ってきましたが、未来のことを話しているのに見つめているのは土地、下を見ていると思いました。 しかし、今のご時世も踏まえると希望が欲しい所もあるため、上を見上げたような構図、空などが良いと考えました。私自身、市内のいくつかの場所をまわった中で、小山台遺跡公園、黒目川の少し北側の高台から南を望んだ景色は、遺跡公園ということもあり堀や公園など古からの時が流れていそうな印象を持ちました。さらに市内の中央部地域や駅前のエリアもちらちらと望むことができたため、この景観が東久留米が都市計画で発展していく上で象徴的なイメージになりそうな場所だと考え、表紙にしてはどうかと思いました。空を見上げるというコンセプトではありますが、もちろん水と緑といった、みなさんが主張されてきた東久留米市の良い所、主役になるようなものが表紙にもってこいだと思っています。 印刷が少し見にくいですが、チラチラ見えている都市の風景の右側に市役所の三角屋根が見えています。この建築が建てられた経緯は存じ上げませんが、何もないというか、広く開けたイメージの中にこの三角屋根が見えた時に、その上の空間がまちの中心となり、この屋根が東久留米市の象徴になるのではないか、スッキリした形で裏表紙に適しているのではないかと思いました。緑や水とは少し離れてしまうかもしれませんが、市役所のこの三角屋根はとても象徴的で、東久留米市全体を背負う尾根のような場所だと感じ、それを含めた空などの上の空間を都市計画マスタープランの裏表紙に使用することが最適だと思いました。 私が思ったところをつぎ込んだ形ですので、皆さんそれぞれこの都市計画マスタープランに対して内容も含め、こうなってほしいという希望があると思います。些細なことでもよいので、たとえばこの色のイメージは鮮やかすぎる、そもそも東久留米のイメージカラーはどのようなか等、何かお気づきの点がございましたら、ご意見を仰っていただければと思います。 なお、表紙の少し黄緑色に見える部分ですが、実際のデータ上では黄色で活力のある雰囲気としたつもりなので、個々人の目で補正した形で見てもらえればと思います。
委員長	ありがとうございます。裏表紙もデザインいただいていますので、表と裏それぞれで何かご意見などございますでしょうか。
委員	背景にマス目が入っているように見えますが、こういった意図がある

	のでしょうか。
委員	空の部分に四角い格子状の柄がすごくさり気なく入っているのですが、私の中では都市計画の街路をイメージしました。グリッドになっているため、都市計画道路を少し連想させてしまうかもしれませんが、8つのマスになっています。これは前回事務局から提示されていた8つの地域別の色を出す等といった案の中で、パソコン上でもいろいろ試した結果、邪魔にならないようにうっすらと表現するほうが良いと思い、この表現にしました。印刷次第でもう少しハッキリ出るのではないかと思います、空の構想や概念をいろいろ踏まえた上でのイメージです。
委員長	色の部分などに少し印刷の問題があるようですが、私個人としては他の都市計画マスタープランにはなく、販売されている雑誌のようで非常にいいなと思いました。
委員	8つのマスがすごく気になっています。最初は窓枠の影にも見えたりしました。私は直線があまり好きではないので、可能であればもう少し違ったイメージを見せていただけたらありがたいです。
委員長	まだ少し時間もありますが、修正、デザイン変更は可能でしょうか。
委員	私も少し気になっていて、曲線に変えること等も考えました。目地が少し細いのも気になる点かと思いますが、前回提案があったひし形のイメージが良いアイデアだと思って踏襲した経緯もあるので、少し検討させてください。
委員長	時間はまだありますので検討していただくとして、ベースはこれでいいと思います。非常に東久留米らしく独自性があると思います。東久留米市の用途地域図においても緑系の色が多いことにも通じると感じました。 修正できる範囲で委員と事務局の方でやり取りしながら進めていただければと思います。

5 パブリックコメントの実施について

事務局	それでは、パブリックコメントの実施についてご説明いたします。本日配付した参考資料③「東久留米市都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントの実施について」をご覧ください。 本日の第7回改定検討委員会での検討内容を反映させた「都市計画マスタープラン（素案）」について、パブリックコメントを行います。「1. 概要」に記載のとおり、パブリックコメント（市民意見募集手続き）とは、市が重要な施策などを定めるときに、その施策の趣旨や内容などの
-----	--

	案をあらかじめ公表し、広く市民などから意見を求め、提出された意見に対する市長の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して施策などを決定する一連の手続きのことであり、意見募集終了後、「提出された意見の概要」や「提出された意見に対する市長の考え方」「素案を修正した場合における修正案の内容」について、原則として公表することとしています。市では「東久留米市パブリックコメント手続要綱」でパブリックコメント手続きについて具体的に定めておりまして、意見を提出できる方の範囲については、「2.対象」に記載のとおりとなります。 実施期間については、「3.実施期間」に記載のとおり9月1日から21日までです。手続要綱では20日以上と定めているのですが、20日が祝日なので、21日間としています。 「4.実施手法」についても市の他の計画と同様に、所管課である都市計画課の窓口、市役所1階の市政情報コーナー、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館に資料を設置及び市ホームページで公開し閲覧できるようにし、意見の受付は、郵送、ファクス、電子メールで受け付けるというものになります。都市計画課の窓口に持参されても受け取ります。 「5.周知方法」については、パブリックコメント実施についてのお知らせは9月1日号の広報に掲載し、市ホームページでもお知らせします。 先ほど申しあげたとおり、本日の第7回改定検討委員会での検討内容を反映させた「都市計画マスタープラン（素案）」について、パブリックコメントを行いますので、パブリックコメントに出す修正した（素案）の修正箇所等については、パブリックコメント実施前に委員の皆様にはお送りさせていただきます。パブリックコメント実施についての説明は、以上となります。
委員長	ありがとうございます。今のご説明について、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。一般的に行われる内容ですが、少し丁寧に説明いただきました。 21日間の中でどういうご意見をいただくかになりますが、できるだけ多くの方に見ていただき、ご意見をいただけることを期待しております。委員の皆様におかれましても、身近な方々にこういうものの存在をお伝えいただければと思います。
委員	今日を含めこれまで7回皆さんと検討させていただき、まだ完全ではありませんが、素晴らしい素案が出来上がったと思います。今後、素案

	から案になり決定していくプロセスはどのようなになるのでしょうか。
事務局	改定検討員会資料①に、概ねの流れは記載しています。素案をとりまとめた上でパブリックコメントを実施し、案として取りまとめます。 しかし、この記載だけですと非常にわかりづらく、決定プロセス等についても細かくは示していないので、改めてフロー図を示したいと思っています。資料ができあがりましたら、改めて委員の皆様を示しします。
委員長	今やっている段階が素案か案か、なかなかわかりにくいと思いますが、フロー図は作成次第、速やかにメールや郵送でお送りするということです。 そのほかご意見ありますか。なければ次第3「その他」へ移りたいと思います。

第3. その他

連絡事項

事務局	次回（第8回）の開催について、10月11日（月）午後、ここ701会議室で行いたいと考えております。詳細な時間は今後調整いたします。
-----	--

第4. 閉会

以上